

○下呂市自主防災組織防災資機材等整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、区等の自治会組織を単位として、地域住民による自主防災組織が行う防災資機材、施設又は設備等(以下「防災資機材等」という。)を整備する経費に対し補助金を交付することについて、下呂市補助金等交付規則(平成16年下呂市規則第45号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象は、地域の自主防災活動に必要な防災資機材等の整備に関し、別表に掲げる対象品目等の購入等に要する経費とする。ただし、寄付金等の財源がある場合は、これを控除した額とする。

(補助金の額)

・対象は裏面参照

第3条 補助金の額は、防災資機材等の購入等に要する経費に対し、別表に掲げる補助率を乗じた額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、30万円を限度とする。

(交付申請)

第4条 規則第4条第1項第4号の規定による添付書類は、自主防災組織の役員名簿及び地域の防災計画に関する書類とする。

・地域の防災計画に関する書類とは地区防災計画や資機材管理担当表などの書類となります。

2 交付申請は、1年度1回を限度とする。

(交付条件)

第5条 規則第6条の規定により付す条件は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の育成強化に努めること。
- (2) 毎年1回以上の防災訓練を実施すること。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表(第2条、第3関係)

補助対象品目等

区 分	品 目 等	補助率
情報伝達用品	携帯無線機、電池式メガホン、携帯ラジオ等	1/2以内
消火用品	街頭用消火器、防火衣、ヘルメット、水バケツ等	1/2以内
水防用品	救命胴衣、土のう袋(砂)、スコップ、ツルハシ、防水シート等	1/2以内
救出救護用品	AED、エンジンカッター、テント、ジャッキ、バール、救急セット、はしご、担架、救命ロープ、のこぎり等	1/2以内
給食給水用品	給水タンク、燃料(卓上コンロ、携帯コンロ、固形燃料等)、炊飯器具等	1/2以内
	非常食品等(飲料水、乾パン、アルファ米、インスタント食品等)	3/4以内
避難所用品	発電機、投光器、ライト、寝袋、毛布、簡易ベッド、洗面用品、警笛等	1/2以内
	簡易トイレ等	3/4以内
その他	防災教育・啓発用品、資機材格納倉庫、土のう用砂置場等	1/2以内